

公益社団法人日本複製権センター使用料規程 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>届出</p> <p>平成14年 2月28日</p> <p>平成24年 4月 2日 <u>変更届出</u></p> <p>平成25年 2月15日 <u>変更届出</u></p> <p>平成30年 8月 7日 <u>変更届出</u></p> <p>令和 3年 7月 7日 <u>変更届出</u></p> <p>令和 5年 <u>2月27日</u> <u>変更届出</u></p> <p><u>令和 6年12月 2日</u> <u>変更届出</u></p>	<p>届出</p> <p>平成14年 2月28日</p> <p>平成24年 4月 2日 <u>一部変更</u></p> <p>平成25年 2月15日 <u>一部変更</u></p> <p>平成30年 8月 7日 <u>一部変更</u></p> <p>令和 3年 7月 7日 <u>一部変更</u></p> <p>令和 5年 <u>4月 1日</u> <u>一部変更</u></p>	
<p>第1節 総則</p> <p>1 この規程は、公益社団法人日本複製権センター（以下「センター」という。）が管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。</p> <p>2 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「複写」とは、紙又はフィルムなどの媒体に複製<u>すること</u>をいう。</p> <p>(2)「譲渡」とは、複写に伴う複製物の公衆への提供をいう。</p> <p>(3)「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物の紙面イメージを送信することができるファクシミリ（ファクシミリの機能を有する機器を含む）による公衆送信及び送信先の受信装置からの複写をいう。</p> <p>(4)「電磁的複製」とは、電子的方式又は磁気的方式で電磁的媒体へ複製することをいう。</p> <p>(5)「小部分」とは出版物全体の30%又は60頁のいずれか少ない方を超えないことをいい、「少数」とは<u>30部</u>以内であることをいう。ただし、「小部分」「少数」は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複製物の総量・総数とする。また、「小規模」とは電磁的複製された著作物の利用者が<u>40名</u>以内のことをいう。</p> <p>(6)「複製物」とは、複写又は電磁的複製によって作成された著作物の複製物をいう。</p> <p>3 センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。</p> <p>(1)複製物の譲渡を目的としない著作物の複写。</p> <p>(2)複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1 この規程は、公益社団法人日本複製権センター（以下「センター」という。）が管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。</p> <p>2 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「複写」とは、紙又はフィルムなどの媒体に<u>出力する目的で行う</u>、複製<u>行為</u>をいう。</p> <p>(2)「譲渡」とは、複写に伴う複製物の公衆への提供をいう。</p> <p>(3)「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物の紙面イメージを送信することができるファクシミリ（ファクシミリの機能を有する機器を含む）による公衆送信及び送信先の受信装置からの複写をいう。</p> <p>(4)「電磁的複製」とは、<u>著作物を保存又は活用するために</u>電子的方式又は磁気的方式で電磁的媒体へ複製することをいう。</p> <p>(5)「小部分」とは出版物全体の30%又は60頁のいずれか少ない方を超えないことをいい、「少数」とは<u>20部</u>以内であることをいう。ただし、「小部分」「少数」は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複製物の総量・総数とする。また、「小規模」とは電磁的複製された著作物の利用者が<u>30名</u>以内のことをいう。</p> <p>(6)「複製物」とは、複写又は電磁的複製によって作成された著作物の複製物をいう。</p> <p>3 センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。</p> <p>(1)複製物の譲渡を目的としない著作物の複写。</p> <p>(2)複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>サービスの拡充（複写できる部数の改正）</p> <p>サービスの拡充（電磁的複製により利用できる人数の改正）</p>

<p>(3) 著作物のファクシミリ送信。 (4) 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製。</p> <p>第2節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写</p> <p>1 複写の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少数に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式 利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。 (1) 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。 ① 簡易方式 次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。 a 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式 b 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式 ② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね50人以下）が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。 (2) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p> <p>3 使用料 (1) 包括許諾契約 ① 簡易方式 a 全従業員数方式選択時の年間使用料＝<u>120円</u>×全従業員数 但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、<u>120円</u>は<u>130円とし</u>、研究費対売上高比1%未満の企業の場合、<u>120円</u>は<u>105円</u>とする。 b 全コピー機台数方式選択時の年間使用料＝<u>15,620円</u>×全コピー機台数 ② 実額方式 <u>1回当たりの使用料は以下のとおり計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合算したものとする。</u> 使用料＝<u>12円</u>×<u>複写される出版物の頁数</u>×<u>複写部数</u> (2) 個別許諾契約 使用料＝<u>12円</u>×<u>複写される出版物の頁数</u>×<u>複写部数</u></p>	<p>(3) 著作物のファクシミリ送信。 (4) 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製。</p> <p>第2節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写</p> <p>1 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少数の範囲に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式 利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。 (1) 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。 ① 簡易方式 次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。 a 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式 b 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式 ② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね50人以下）が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。 (2) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p> <p>3 使用料 (1) 包括許諾契約 ① 簡易方式 a 全従業員数方式選択時の年間使用料＝<u>100円</u>×全従業員数 但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、<u>100円</u>は<u>120円</u>、研究費対売上高比1%未満の企業の場合、<u>100円</u>は<u>80円</u>とする。 b 全コピー機台数方式選択時の年間使用料＝<u>12,500円</u>×全コピー機台数 ② 実額方式 <u>報告対象期間の使用料＝4円×報告対象期間の複写量</u> (2) 個別許諾契約 使用料＝<u>4円</u>×<u>複写される出版物の頁数</u>×<u>複写部数</u> <u>但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>金額の改正</p> <p>計算式の前に実額方式の計算方法についての説明文を追加 金額の改正、数式の修正</p> <p>金額の改正 基本使用料金の廃止</p>
---	--	--

<p>4 最低使用料金</p> <p><u>(1) 包括許諾契約</u></p> <p><u>年間の使用料が 12,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 12,000 円を適用する。</u></p> <p><u>(2) 個別許諾契約</u></p> <p><u>1 回当たりの使用料が 1,300 円に満たない場合は、最低使用料金として 1,300 円を適用する。</u></p> <p>第 3 節 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡</p> <p>1 複写及びその複製物の譲渡の<u>範囲</u>は、同一目的で使用するために行われる一連の複写が、出版物の小部分、少数に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式</p> <p>利用者は、<u>包括許諾契約</u>又は<u>個別許諾契約</u>のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>3 使用料</p> <p><u>(2)に移動)</u></p> <p><u>(1) 包括許諾契約</u></p> <p><u>1 回当たりの使用料は以下の通り計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合計した金額とする。</u></p> <p><u>使用料＝複製物の譲渡の対価の 10%又は 12 円×複写及びその複製物の譲渡される出版物の頁数×複写部数のいずれか高い額</u></p> <p><u>複製物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない（以下この節において同じ）。</u></p>	<p>4 最低使用料金</p> <p><u>上記 3 (1)①a あるいは 3 (1)②の使用料の年間合計金額が 3,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 3,000 円を適用する。</u></p> <p>第 3 節 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡</p> <p>1 複写及びその複製物の譲渡の<u>対象</u>は、同一目的で使用するために行われる一連の複写<u>行為による複写</u>が、出版物の小部分、少数の<u>範囲</u>に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式</p> <p>利用者は、<u>個別許諾契約</u>又は<u>包括許諾契約</u>のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>3 使用料</p> <p><u>(1) 個別許諾契約</u></p> <p><u>複写及びその複製物の譲渡の使用料は、複製物の譲渡の対価の 10%又は 4 円×複写及びその複製物の譲渡される出版物の頁数×複写部数のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>複製物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない。</u></p> <p><u>但し、基本使用料金として契約 1 件につき 500 円を徴収する。</u></p> <p><u>(2) 包括許諾契約</u></p> <p><u>報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に複写及びその複製物の譲渡された出版物ごとに、上記(1)により算出した使用料を合計した金額とする。</u></p>	<p>包括許諾契約については最低使用料金の改正を行い、個別許諾契約については最低使用料金を創設する。</p> <p>表現の修正</p> <p>2 節に合わせ、(1)個別許諾と(2)包括許諾の順序を入れ替え、(1)包括許諾、(2)個別許諾とする。</p> <p>基本使用料金は廃止する。</p> <p>順序を入れ替えたため、計算式を追加し、説明文を修正 金額を 4 円から 12 円に改正する</p>
--	--	---

<p><u>(2)個別許諾契約</u> <u>使用料＝複製物の譲渡の対価の10%又は12円×複製及びその複製物の譲渡される出版の頁数×複製部数のいずれか高い額</u></p> <p>4 最低使用料金</p> <p><u>(1)包括許諾契約</u> <u>年間の使用料が12,000円に満たない場合は、最低使用料金として12,000円を適用する。</u></p> <p><u>(2)個別許諾契約</u> <u>1回当たりの使用料が1,300円に満たない場合は、最低使用料金として1,300円を適用する。</u></p> <p>第4節 著作物のファクシミリ送信</p> <p>1 ファクシミリ送信の<u>範囲</u>は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が、出版物の小部分、少数に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式 利用者は、<u>包括許諾契約</u>又は<u>個別許諾契約</u>のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>3 使用料 <u>((2)に移動)</u></p> <p><u>(1)包括許諾契約</u> <u>1回当たりの使用料は以下の通り計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合計した金額とする。</u> <u>使用料＝ファクシミリ送信の対価の10%又は12円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額</u></p> <p><u>(2)個別許諾契約</u> <u>使用料＝ファクシミリ送信の対価の10%又は12円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額</u></p>	<p>4 最低使用料金</p> <p><u>上記3(2)の使用料の年間合計金額が2,400円に満たない場合は、最低使用料金として2,400円を適用する。</u></p> <p>第4節 著作物のファクシミリ送信</p> <p>1 ファクシミリ送信の<u>対象</u>は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が、出版物の小部分、少数数の<u>範囲</u>に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式 利用者は、<u>個別許諾契約</u>又は<u>包括許諾契約</u>のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>3 使用料 <u>(1)個別許諾契約</u> <u>ファクシミリ送信の使用料は、ファクシミリ送信の対価の10%又は4円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額とする。</u> <u>但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。</u></p> <p><u>(2)包括許諾契約</u> <u>報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に送信された出版物ごとに、上記(1)により算出した使用料を合計した額とする。</u></p>	<p>包括許諾契約については最低使用料金の改正を行い、個別許諾契約については最低使用料金を創設する。</p> <p>表現の修正</p> <p>2節に合わせ、(1)個別許諾と(2)包括許諾の順序を入れ替え、(1)包括許諾、(2)個別許諾とする。</p> <p>基本使用料金は廃止する。</p> <p>順序を入れ替えたため、計算式を追加し、説明文を修正 金額を4円から12円に改正する</p>
---	---	---

<p>4 最低使用料金</p> <p><u>(1) 包括許諾契約</u> <u>年間の使用料が 12,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 12,000 円を適用する。</u></p> <p><u>(2) 個別許諾契約</u> <u>1 回当たりの使用料が 1,300 円に満たない場合は、最低使用料金として 1,300 円を適用する。</u></p>	<p>4 最低使用料金</p> <p><u>上記 3 (2) の使用料の年間合計金額が 2,400 円に満たない場合は、最低使用料金として 2,400 円を適用する。</u></p>	<p>包括許諾契約については最低使用料金の改正を行い、個別許諾契約については最低使用料金を創設する。</p>
<p>第 5 節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複製及び電磁的複製</p>	<p>第 5 節 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製</p>	<p>第 5 節は「複製＋電磁的複製」を許諾する節とする。</p>
<p>1 <u>複製の範囲は、第 2 節に定めるところによる。また、電磁的複製の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の電磁的複製が、著作物の小部分、小規模に限られるものとする。</u></p>	<p>1 複製の<u>対象</u>は、著作物の小部分、小規模の<u>範囲</u>に限られるものとする。</p>	<p>複製の許諾範囲について記載</p>
<p>2 契約方式</p> <p>利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>(1) 包括許諾契約 1 年間の<u>複製及び電磁的複製</u>を包括的に許諾する方式で、次の 2 方式がある。</p> <p>① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式。</p> <p>② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね 50 人以下）が著作物の<u>複製及び電磁的複製</u>の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、<u>その量</u>に基づいて使用料を支払う方式。</p> <p>(2) 個別許諾契約 <u>複製及び電磁的複製</u>を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p>	<p>2 契約方式</p> <p>利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>(1) 包括許諾契約 1 年間の複製を包括的に許諾する方式で、次の 2 方式がある。</p> <p>① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式。</p> <p>② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね 50 人以下）が著作物の複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、<u>複製量</u>に基づいて使用料を支払う方式。</p> <p>(2) 個別許諾契約 複製を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p>	<p>複製を含める</p> <p>複製を含める 表現の修正 複製を含める</p>
<p>3 使用料</p> <p>(1) 包括許諾契約</p> <p>① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料＝<u>265 円</u>×全従業員数 但し、利用者が、研究費対売上高比 5%以上の企業の場合、<u>265 円は 290 円</u>とし、研究費対売上高比 1%未満の企業の場合、<u>265 円は 235 円</u>とする。</p> <p>② 実額方式 <u>1 回当たりの使用料は利用方法に応じて以下のとおり計算し、年間の使用料は、</u></p>	<p>3 使用料</p> <p>(1) 包括許諾契約</p> <p>① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料＝<u>140 円</u>×全従業員数 但し、利用者が、研究費対売上高比 5%以上の企業の場合、<u>140 円は 168 円</u>とし、研究費対売上高比 1%未満の企業の場合、<u>140 円は 112 円</u>とする。</p> <p>② 実額方式</p>	<p>金額の改正</p> <p>計算式の前に実額方式の説明文を追加</p>

<p><u>期間中の使用料を合算したものとする。</u></p> <p>a <u>複写の使用料=12円×複写される著作物の複写頁数×複写部数</u></p> <p>b <u>電磁的複製の使用料=30円×複製される著作物の複製頁数×共有人数</u></p> <p>(2) 個別許諾契約</p> <p><u>使用料は、利用方法に応じてそれぞれ以下のとおり計算する。</u></p> <p>a <u>複写の使用料=12円×複写される著作物の頁数×複写部数</u></p> <p>b <u>電磁的複製の使用料=30円×複製される著作物の頁数×共有人数</u></p> <p>4 最低使用料金</p> <p>(1) <u>包括許諾契約</u></p> <p><u>年間の使用料が12,000円に満たない場合は、最低使用料金として12,000円を適用する。</u></p> <p>(2) <u>個別許諾契約</u></p> <p><u>1回当たりの使用料が3,900円に満たない場合は、最低使用料金として3,900円を適用する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第6節 その他</p> <p>1 <u>著作物の性質、利用目的など特別の事情により第2節から第5節に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第2節から第5節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>第2節及び第5節の包括許諾契約簡易方式(第2節のコピー台数方式を除く)の使用料にかかわらず、センターが、第1節2(5)に定める「少部数」又は「小規模」の範囲内の複製では利用者の業務の円滑な実施に支障があると特別に認めた場合には、利用者は、各節に定める使用料を2倍支払うことにより、当該部数又は人数の2倍の範囲内で利用できるものとする。</u></p>	<p><u>報告対象期間の使用料=10円×報告対象期間の合計複製頁数×「小規模」における上限数</u></p> <p>(2) 個別許諾契約</p> <p><u>使用料=10円×複製される著作物の頁数×「小規模」における上限数</u> <u>但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。</u></p> <p>4 最低使用料金</p> <p><u>上記3(1)①あるいは3(1)②の使用料の年間合計金額が4,200円に満たない場合は、最低使用料金として4,200円を適用する。</u></p> <p>5 <u>許諾条件</u></p> <p><u>第5節に基づく許諾を受けるには、同時に第2節に基づく許諾を受けることを条件とする。</u></p> <p>第6節 その他</p> <p><u>著作物の性質、利用目的など特別の事情により第2節から第5節に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第2節から第5節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>複写の計算式を追加 金額の改正、数式の一部を修正</p> <p>計算式の前に個別許諾契約の計算方法についての説明文を追加 複写の計算式を追加 金額の改正、数式の一部を修正 基本使用料金の廃止</p> <p>包括許諾契約については最低使用料金の改正を行い、個別許諾契約については最低使用料金を創設する。</p> <p>第5節を複写も含めた規定に改正することに伴い、許諾条件については削除</p>
--	---	---

<p>附則</p> <p>1. この使用料規程で表示される金額は、全て税別とする。</p> <p>2. この使用料規程は、<u>令和7年4月1日</u>より実施する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3. <u>第2節の包括許諾契約の簡易方式のうち、全従業員数方式を選択した企業であって、研究費対売上高比1%未満の企業における令和7年度及び令和8年度の使用料の適用に当たっては、本文中「105円」とあるのは「95円」と読み替えるものとし、第5節の包括許諾契約の簡易方式を選択した企業であって、研究費対売上高比1%未満の企業における令和7年度及び令和8年度の使用料の適用に当たっては、本文中「235円」とあるのは「215円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附則</p> <p>1. この使用料規程で表示される金額は、全て税別とする。</p> <p>2. この使用料規程は、<u>令和5年4月1日</u>より実施する。</p> <p>3. <u>2.にかかわらず、既に包括許諾契約の実額方式で契約している利用者の令和5年度及び令和6年度の使用料は、改正前の使用料規程を適用することとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	---	--